平成２６年（フ）第１４号
岡山県倉敷市中島2340―23　倉敷仁風ホスピタル、住民票上の住所岡山県倉敷市生坂2392番地４
債務者　佐藤　勝久
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１８号
岡山県井原市高屋町５丁目10番地２
債務者　片桐　信明
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２５号
埼玉県春日部市南３丁目５番４号　日の出荘202号
債務者　佐藤由春こと　長田　由春
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４５号
埼玉県春日部市一ノ割１丁目20番50号　筒井荘203号
債務者　小谷中　守
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２１８号
新潟県南魚沼市君沢1022番地２
債務者　上村　末義
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１７号
岡山県浅口郡里庄町大字里見3530番地
債務者　水田　則昌
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２４７０号
札幌市東区北23条東18丁目５番12号　リビング元町203号
債務者　高松　　栄
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５２２号
北海道江別市豊幌はみんぐ町14番地の６
債務者　今野　康晴
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５３１号
札幌市豊平区中の島２条８丁目１番11号　レジデンス岡田203号
債務者　桑原きよ子
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２６号
北海道千歳市あずさ５丁目３番19号
債務者　田口さとみ
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３７号
札幌市中央区南19条西７丁目２番28―201号
債務者　齊　　一菜
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５９号
札幌市手稲区前田11条10丁目10番34号
債務者　日野　武夫
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６０号
札幌市手稲区前田11条10丁目10番34号
債務者　日野　文子
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６６号
札幌市東区北39条東10丁目１番10号　レジデンス39―202号
債務者　久留木知栄子
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７８号
札幌市北区北28条西７丁目１番10号
債務者　伊藤　人美（旧姓村中）
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１１号
札幌市東区伏古９条２丁目１番32号
債務者　背山　浩二
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１７号
北海道江別市緑町西１丁目54番地の１　ルミエールＹＵＭＩ103号室
債務者　齋藤　嘉顕
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部